**○特許庁告示第一号**

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十六条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十年一月九日

特許庁長官　肥塚　雅博

| 登録番号 | 登録年月日 | 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 | 登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称 | 登録を受けた者が業務を行う事業所の名称及び所在地 |
|---|---|---|---|---|
| 第五号 | 平成十九年十二月二十六日 | テクノサーチ株式会社　愛知県名古屋市中区栄二丁目10番19号　代表取締役社長　磯部　克 | 十五　先行技術調査（搬送組立）<br>十八　先行技術調査（熱機器） | テクノサーチ株式会社　愛知県名古屋市中区栄二丁目10番19号 |

**○国土交通省告示第十二号**

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第八条第一項の規定により、緊急調整地域を次のとおり指定する。

平成二十年一月九日

国土交通大臣　冬柴　鐵三

指定する地域　道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第五条に基づき東北運輸局長が定める営業区域の「仙台市」

期　間　平成二十年一月九日から平成二十年八月三十一日まで

**○国土交通省告示第十三号**

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十年一月九日

国土交通大臣　冬柴　鐵三

一　宮崎県黒葛原地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を柳原川左岸官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代字家ノ下　一二五八番三　一号
一二七二番　二号
一二六三番　三号
一二三九番一　七号
字駄繋　一二九〇番　四号
字滝子山　九五九番　五号
字黒葛原　一一七八番　六号
字森ノ下　一〇九四番三　八号

**○国土交通省告示第十四号**

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十年一月九日

国土交通大臣　冬柴　鐵三

一　長野県開窪地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を準用河川千木沢官民地境界線に沿って結んだ線、標柱三号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を昭和三十六年建設省告示第二千六百七十二号で指定した開窪地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県下伊那郡阿南町字東條
一一三一番　一号
一二四二番地先河川敷　二号
一五一三番一　三号
六一五番三　四号
七七九番一　五号

二　鹿児島県戸柱地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱四号から平成八年建設省告示第千五百一号で指定した第十八号に掲げる戸柱地すべり防止区域の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

鹿児島県阿久根市波留字ハゲ下
六一二〇番四四　一号
六一二一番九　二号
六一三七番二三　三号
六一三七番七　四号

**○国土交通省告示第十五号**

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の十の規定により登録講習業務の一部を休止する届出があったので、同法第十七条の十八第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十年一月九日

国土交通大臣　冬柴　鐵三

一　業務の一部を休止した登録講習機関の名称

有限会社水戸法律センター

二　業務の一部を休止した者の登録番号　（一）第〇一〇号

三　業務の一部を休止した者の住所　茨城県水戸市桜川一丁目四番十四号

四　一部を休止した業務の範囲　実施済みの登録講習終了者に関する業務を除く、登録講習業務及びこれに付随する業務

五　業務の一部を休止した年月日及びその期間

平成二十年一月五日から平成二十年十二月二十八日まで

**○海上保安庁告示第五号**

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十年一月九日

海上保安庁長官　岩崎　貞二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都中央区築地五丁目三番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯一三度四〇分東経一三二度四〇分の地点、北緯一四度東経一三六度二〇分の地点、北緯一二度四〇分東経一三六度二〇分の地点、北緯一二度二〇分東経一三二度四〇分の地点、北緯一三度四〇分東経一三二度四〇分の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成二十年一月十九日から平成二十年二月七日まで

三　水路測量の実施方法　複合測位装置、マルチビーム音響測深機、音波探査装置、海上重力計、海底地震計等による海底地形、地質、地殻構造等の調査

四　航行船舶に対する安全措置　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

**○海上保安庁告示第六号**

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十年一月九日

海上保安庁長官　岩崎　貞二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都中央区築地五丁目三番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯一八度東経一三四度四〇分の地点、北緯一八度東経一三五度二〇分の地点、北緯一六度東経一三四度五〇分の地点、北緯一六度東経一三三度四〇分の地点、北緯一八度東経一三四度四〇分の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成二十年一月二十八日から平成二十年二月二十日まで

三　水路測量の実施方法　複合測位装置、マルチビーム音響測深機、音波探査装置、海上重力計、海上磁力計等による海底地形、地質等の調査

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第二号（平成二十年一月十六日発行）により通報

**○海上保安庁告示第七号**

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十年一月九日

海上保安庁長官　岩崎　貞二